



2022年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社ニューテック 代表者名 代表取締役社長 早川 広幸 (コード番号 6734 東証スタンダード) 問合せ先 取締役副社長兼管理部長 宮崎 有美子 電 話 03-5777-0888

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月25日開催予定の第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、定款の事業目的を変更するものであります。

(2) 補欠の監査等委員である取締役の選任

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任できる旨の規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を設けるものであります。
- ③ 上記に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- ④ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条第3項の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ⑤ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2022年5月25日 (予定) 定款一部変更の効力発生日 2022年5月25日 (予定)

現行定款	変 更 案			
第1章 総則	第1章 総則			
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)			
(目的)	(目的)			
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	、			
する。				
1 通信機器の製造及び輸出入並びに国内販	1 電気通信機器、コンピュータのハードウ			
<u>売</u>	ェア及びソフトウェア並びに周辺機器の企			
	画、開発、製造、販売、関連サービスの提供			
 2 事務機器の製造及び輸出入並びに国内販	<u>及び輸出入</u> 2 情報収集、情報処理その他情報サービス			
売	の提供			
 3 <u>電機器の製造及び輸出入並びに国内販売</u>	3 事務機器の製造、販売及び輸出入			
(新設)	4 弱電機器の製造、販売及び輸出入			
4 前各号に附帯する一切の業務 (ターグルマン)	5 前各号に附帯する一切の業務			
第3条~第4条 (条文省略) 第2章 株式	第3条〜第4条 (現行どおり) 第2章 株式			
第 5 条 ~ 第 11 条 (条 文 省 略)				
第3章 株主総会	第3章 株主総会			
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)			
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)			
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)			
② (条文省略)	② (現行どおり)			
③ 当社は、株主総会の招集に際し、株主総	(削除)			
会参考書類、事業報告、計算書類及び連				
結計算書類に記載または表示をすべき 事項に係わる情報を、法務省令に定める				
ところに従いインターネットを利用す				
る方法で開示することにより、株主に対				
して提供したとみなすことができる。				
	(電子提供措置等)			
(新設)	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主			
	総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。			
	(*) (电子旋烘指 <u>しをとる。</u> ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のう			
	ち法務省令で定めるものの全部または			
	一部について、議決権の基準日までに書			
	面交付請求をした株主に対して交付す			
	<u>る書面に記載することを要しないもの</u>			
	とする。 (知行 じ か り)			
<u>第14条</u> ~ <u>第16条</u> (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会	<u>第15条</u> 〜 <u>第17条</u> (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会			
第17条~第18条 (条文省略)	第18条~第19条 (現行どおり)			
(選任方法)	(選任方法)			
<u>第19条</u> (条文省略)	<u>第20条</u> (現行どおり)			
② (条文省略)	② (現行どおり)			
③ (条文省略)	③ (現行どおり)			

現	行	定	款	3	T.	更	案	
(新設)				<u>4</u>	当会社は	は、法令に定め	る監査等委員であ	
				る取締役の員数を欠くことになる場合				
					に備え、	株主総会にお	いて補欠の監査等	
					<u>委員である取締役を選任することがで</u>			
					<u>きる。</u>			
(新設)				<u>⑤</u>	前項の	補欠の監査等差	<u> 委員である取締役</u>	
				の選任	に係る決議が刻	動力を有する期間		
					は、当該	该決議後2年以	内に終了する最終	
					の事業	年度に関する気	と時株主総会の開	
				始の時	までとする。			
第20条~第43多	<u>条</u> (条文	(省略)		第21条~	~ <u>第44条</u>	(現行どおり)	
(附 則)				(附 貝	(附 則)			
(監査役の責任免除に関する経過措置)			(監査後	(監査役の責任免除に関する経過措置)				
				第1条				
(条文省略)					(現行どおり)			
				<u>(株主約</u>	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)			
	(新	7設)		第2条				
				<u>①</u>	定款第1	3条第3項の肖	川除及び定款第14	
					条の新設	とは、2022年9	月1日から効力を	
					生ずるも	<u>」のとする。</u>		
			2	前項の規	見定にかかわら	ず、2022年9月1		
							日を株主総会の日	
							ては、定款第13条	
						は、なお効力を		
				3			日から6か月を経 - 14 × 20 A = 1 × 1	
							り株主総会の日か 1 の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
							日のいずれか遅い	
					日後にこ	れを削除する	<u> </u>	